2025年日本国際博覧会無線利用調整業務（その２）委託仕様書

１　概要

2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場における無線利用に関し、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（以下同じ。）を順守するため適切な手続きを行うとともに、当会場内において無線通信が混信なく円滑に行えるよう、会場内で使用する無線機について博覧会会期中に円滑な無線機(Wi-Fi等が搭載されている機器を含む。)（以下「無線機」という。）の運用及び管理等に関する業務を委託するもの。

２　目的

博覧会の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、博覧会の会場整備や運営等の検討を進めており、2020年12月に「2025年日本国際博覧会基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。この基本計画に基づき協会では様々なICTシステムの導入を順次計画しており、2024年からはパビリオン建設も本格化する他、博覧会開催に向け無線機の準備も順次開始されることが予定されている。

また、博覧会の開催中には、会場内に様々な無線機が持ち込まれることが想定（海外からの持ち込みも含む。）されるため、会場内の電波利用環境保護のためにも無線機の適切な管理も必要となる。

このため、本業務の対象は、会場内使用する無線機の管理、各パビリオン等で使用する無線機の周波数、電力等の割り当て、電波法上の手続等のサポートの実施等、会期中における会場内の電波利用環境保護のために必要な人員及び測定器等の手配、会場内に使用される無線機について、博覧会開催期間中に円滑に使用するために必要な業務の委託を目的とするもの。

３　契約期間

契約締結日から2025年10月31日（金）

参考：博覧会の会期は2025年4月13日（日）から同年10月13日（月）184日間

４　業務内容

本委託で実施する業務内容は、次の(1)から(8)とする。なお、業務の実施にあたっては、協会ICT部ICT課担当職員（以下「協会職員」という。）と十分に協議・調整し、発注者は受注者に対して本業務遂行に必要な資料若しくは情報の提供を、懈怠、遅延、誤りなく行うこと。

1. 無線機の周波数等の選定について

各パビリオンやその他博覧会会場で使用する無線機（ラジオマイクを除く。）について、無線機の種別、使用する場所毎に周波数・電力等の選定案を作成すること。

（周波数利用計画・周波数配置方針をベースに作成すること。選定案の作成は協会と協議の上決定（2024年5月末頃を予定）する。）（対象の無線機台数は1万台程度を想定（デジタル簡易無線、特定小電力トランシーバー））

　なお、デジタル簡易無線（登録局）に関しては、2023年6月から使用できる周波数が増波されたため、改めて博覧会開催前の2025年1月頃に当該周波数について利用状況の調査を実施し、必要に応じて周波数の変更を行う。

1. ラジオマイク・イヤーモニター（以下「ラジオマイク等」という。）の周波数等の選定について

ラジオマイク等については、周波数等の選定に必要な測定を詳細に行い、博覧会会場内においてラジオマイク等を使用する場所毎に周波数、電力等の選定案を作成すること。（周波数利用計画・周波数配置方針をベースに作成すること。なお、選定案の作成スケジュールは協会と事前に協議を行い決定する。）

また、催事で使用するラジオマイク等に関しては、日時・場所ごとに使用できる周波数のタイムテーブル作成案（エクセル等）を作成すること。

博覧会会場内のラジオマイクの周波数等選定必要な各種団体との調整や測定等について、協会と連携し適切に行うこと。

1. 会場内で使用される無線機の管理（データ入力、承認、タグ付け）について
   1. 会場内で使用する無線機については、協会で作成するデータ入力システム

（以下「関係者ポータル」という。）に入力し、申請・承認を行うことから、

申請者が容易に入力・承認までの手続きの入力の補助となる、マニュアル及び

動画（YouTube投稿動画程度クオリティで良い。（動画については以下同じ。））

を作成すること（5分程度（申請から承認までの流れとタグ付け））（2024年7

月末を目途）。なお、動画は、日本語版、英語版（字幕で可）を作成すること。

* 1. 会場内の無線利用のマニュアル（無線局の運用も含む。）及び動画（最長5分）を作成すること。

　動画は、会場内での無線機の利用ルールを解説したものとし、その内容については、主管課と協議の上、作成すること。

なお、動画は、日本語版、英語版（字幕で可）を作成すること（2024年7月末を目途）。

* 1. 会場内で使用する無線機について承認手続きの要否の確認、管理データ（原則無線機の諸元データは、会場内で無線機の使用する者が入力する。）の入力を行うとともに、無線機持ち込みの承認手続きの補助も行う。
  2. 無線機のタグ付けは協会職員の指示のもと、原則、受託者が行うこととする。
  3. タグ付けの対象は、原則、会場内で使用する無線機とする。

タグ付けが必要となるWi-Fi端末等のデータの入力に関しては、原則、受託者が実施するものとする。（IP無線機に関しては、無線機の使用者がタグ付けを行う。）なお、タグ付けが必要となるWi-Fi端末等（スペアナも含む。）に関する測定用機材も併せて準備すること。

(4)　無線局免許申請等の実施の補助について

　　　無線局免許申請が必要な場合（協会が免許人となる場合に限る。）は、免許申請

に必要な情報を収集するとともに、円滑に免許申請ができるよう助言等を行うこ

と。

(5)　測定器及び災害対応機材等の手配について

　博覧会会期中における会場の電波利用環境の保護のために必要な機材及び災害対応機材（以下「測定器等」という。）を2025年3月～会期終了まで手配すること。

手配する測定器等は以下のとおりとする。

1. ハンドヘルドスペアナ2台（リアルタイム型）（～6GHz）
2. ①を使用するための受信アンテナ（広帯域ログペリ（100MHz～6GHz帯）（帯域が広いため複数本も可能）・接続ケーブル・バッテリー（充電器を含む。）を各2式
3. Wi-Fiアナライザー1台（Wi-Fi6E対応）（（3）⑤の機材とは時間軸が異なることを留意すること。）（チャンネルチェック等）
4. ③の受信アンテナ・接続ケーブル・バッテリー（充電器を含む。）
5. その他必要と認められる測定器等

⑥　災害対応用として、受託者においてスターリンク（スペースＸ）と契約し、インターネット等に接続できる状態で、2025年3月1日から会期末まで協会が指定する場所に保管し、災害時等に使用できるよう定期的に動作確認すること。

また、協会の指示のもと、災害時のための設置訓練を2025年3月に2回実施すること。

　　整備する機器は、スターリンク本体、仮設用アンテナ設置台（風速30ｍ程度でも耐えうるもの。）、電源（24時間稼働が可能なもの。複数台でも可）、台車（機材運搬用）とする。

⑦　工具セット等

　　デジタルテスター、ドライバーセット、モンキーレンチ、ラジオペンチ、半田ごて等、博覧会会場で無線機の応急的な修理等の対応ができるよう工具を用意すること。

(6)　博覧会開催前の会場内の無線テスト

　　　協会職員と調整のもと博覧会開催前（概ねすべての無線機の設置等が終わった時

期）に、会場内の無線機の送受信テストを行い、各無線機が相互変調等の影響がな

く正常に動作するか確認を行うこと。これに必要な人員等についても手配すること。

仮に、障害が発生した場合は、対応策を示すこと。

(7)　 派遣要員の手配について

　以下の業務に必要な派遣要員の手配を行うこと。

1. 会場内で使用される無線機の管理のためのデータ入力要員　2名

（2024年10月から2025年3月末まで実施）(原則、協会事務室勤務（リモート勤務も可）)

1. 無線機のダグ付けに必要な要員（①と②は兼務可）3名

（2024年10月から2025年3月末まで実施）（原則、協会事務室勤務（リモート勤務も可（タグ付けの日は出勤必須）））

1. 博覧会会期中の派遣要員

・博覧会会期中の持ち込み無線機の対応（タギング等も含む。）や会場内の電波

利用環境保護（無線機の障害や混信等が発生した場合の排除（総務省近畿総合

通信局との連携も含む。））のために必要な人員（早出、遅出各２名（具体的な

勤務時間等は協会職員と協議すること。））を派遣（博覧会会場勤務）すること。

・派遣期間は、2025年3月3日（月）から会期末までとする。なお、会期中（2025

年4月13日（日）から10月13日（月）184日間）は2交代制勤務のため早

出2名、遅出2名の合計4名派遣すること。なお、3月3日から会期前日まで

は、土日は休みの想定であるが、会期中においては、会期の日程に合わせて勤

務を行うことを申し添える。

1. 派遣に係る要員の条件

・上記①に関しては、エクセル、ワード等の使用の経験がある者

・上記②に関しては、国際関係イベントにおいて英語による無線利用調整を実

施した経験のある者又は相当と認められる者1名、第一級陸上特殊無線技士

の資格を有する者1名（当該条件について、英語と第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者の条件を1名で満たす場合は、残りの者については本条件の適用外とする。）

・上記③に関しては、国際関係イベントにおいて英語による無線利用調整を実

施した経験のある者又は相当と認められる者を1名常駐、第一級陸上特殊無線

技士以上の資格を有する者を1名常駐すること。（当該条件について、英語と第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者の条件を1名で満たす場合は、残りの者については本条件の適用外とする。）

(8)　その他

業務の進捗状況に応じ、発注者と本業務の受注者が協議を行い双方が合意した上で、上記(1)～(8)の業務以外に当初の目的を達成するために必要となる事項を行うこと。

５　業務報告

上記、委託内容に関し、これら内容を踏まえて業務委託契約書第１５条に定める発注者への報告を、契約終了時に作業報告書として提出する。

６　作業場所および発注者からの貸与品等

　作業場所及び貸与品に関しては、受託者が一時的に必要な場合は、協会職員に相談すること。（作業場所等の確保が約束されるものではない。）

７　その他

1. 本契約は、準委任とし、受注者は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。
2. 受注者は契約締結後速やかに本業務を開始するものとし、詳細は業務委託契約書の履行期間に定めるものとする。
3. 受注者は本業務の一部を第三者に対し再委託する際には、事前に本協会に対して再委託承認申請書を提出して許可を得ること。
4. 発注者は、本業務の内容について発注者の意思と責任において評価のうえ使用するものとする。受注者は、いかなる場合においても発注者による本業務の内容の使用結果について責任を負わない。
5. 著作権等に関する留意事項

ア　受注者は、本業務の内容、および本業務に関連して発注者が作成する全ての

もの（原稿及び写真、データ等）を利用する際には、必ず発注者より著作権等の了承を得て利用すること。

イ　本業務で新たに作成した全ての著作物（原稿及び写真、データ等）の著作権

（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

1. 本仕様書と業務委託契約裏面記載の各条項の内容が一致しない場合は、本仕様

書規定を優先して適用するものとする。

以上